

# 10. 地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化について

## 妊娠・出産包括支援事業の展開

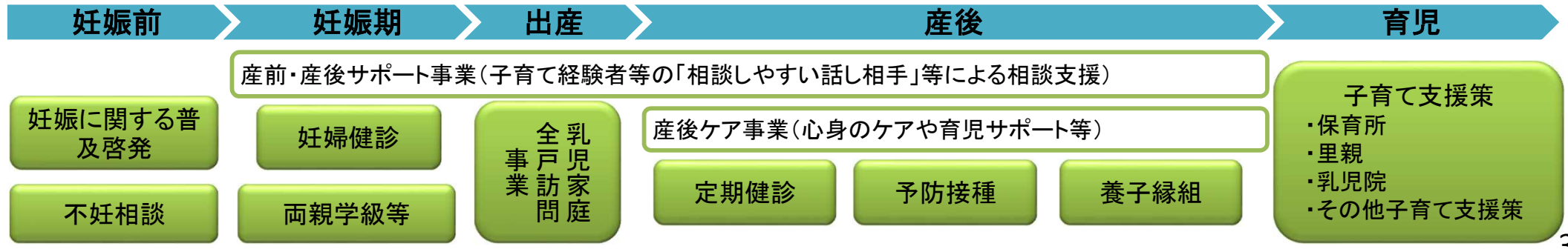
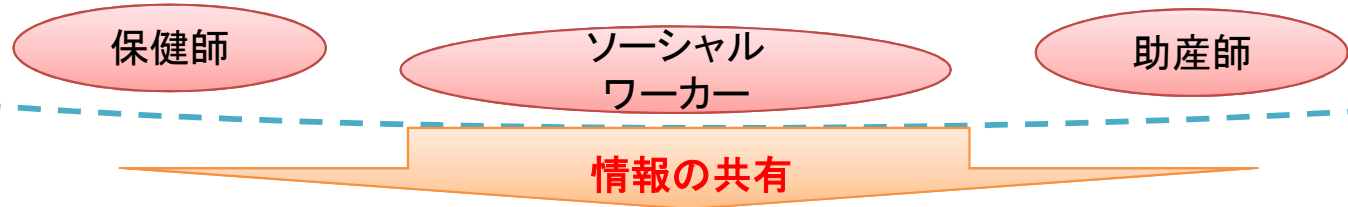
- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
  - **平成26年度補正予算**実施市町村数(予定): **50市町村** ⇒ **平成27年度**実施市町村数(予定): **150市町村**

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**

+

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

➔ **妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築**



# 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

## 1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容 1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない  
※平成26年度に40歳未満の方で新規に助成を受ける場合については、年間助成回数、通算助成期間の限度を廃止し、通算助成回数6回まで
- 所得制限 730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

## 2. 沿革

平成16年度創設	支給期間2年間として制度開始
平成18年度	支給期間2年間に5年間に延長
平成19年度	給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、所得制限額を（650万円→730万円）引き上げ
平成21年度補正予算	給付額10万円→15万円
平成22年度予算	給付額15万円を継続
平成23年度予算	1年度目を年3回に拡充
平成25年度予算	凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）

平成25年度補正予算 一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施

## 3. 支給実績

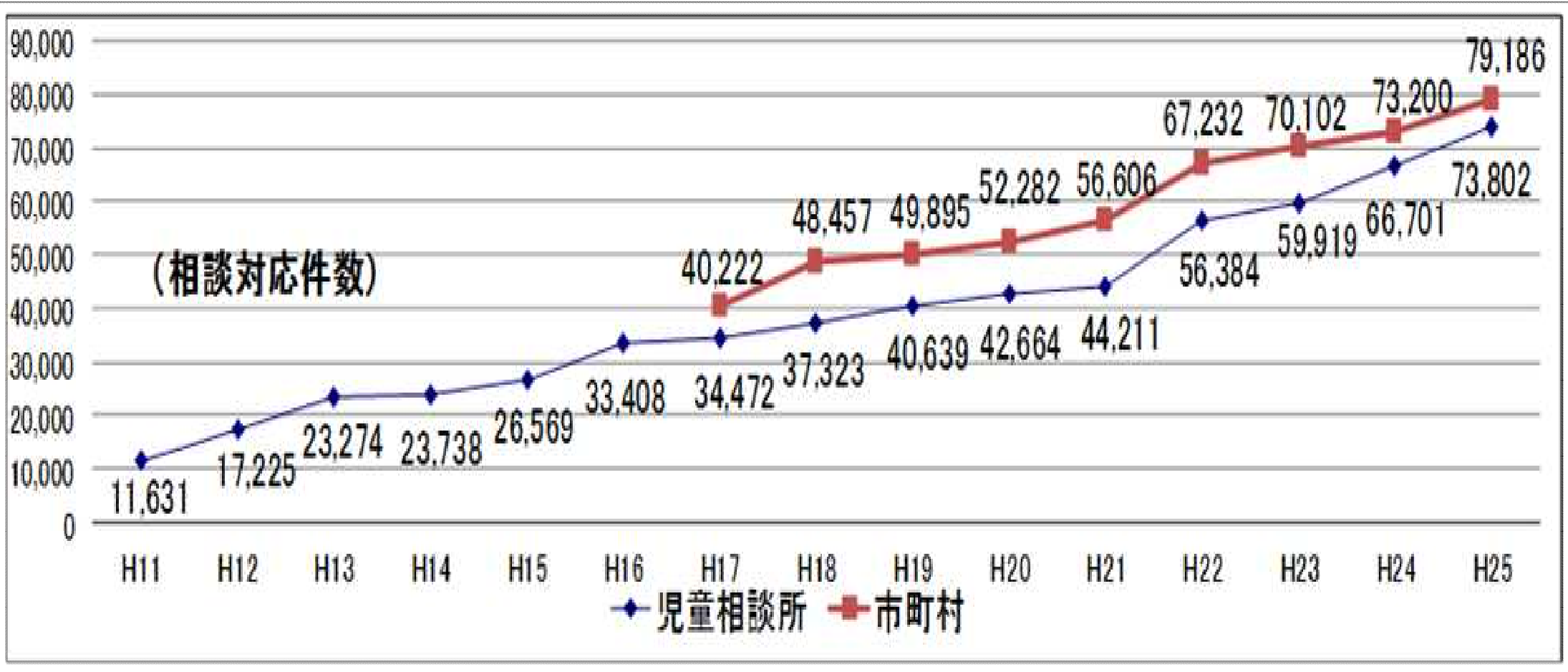
平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件

# 11. 児童虐待の現状と対策について

## 【児童虐待の現状】

### ◎ 児童虐待相談対応件数の増加

- 平成25年度の虐待対応件数は73,802件。
- 統計を取り始めて毎年増加。平成11年度の6.3倍。



# 【子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について】

## ◎ 児童虐待による死亡事例及び児童数の推移

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告			第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告		
	(H15.7.1~ H15.12.31)			(H16.1.1~ H16.12.31)			(H17.1.1~ H17.12.31)			(H18.1.1~ H18.12.31)			(H19.1.1~ H20.3.31)			(H20.4.1~ H21.3.31)			(H21.4.1~ H22.3.31)			(H22.4.1~ H23.3.31)			(H23.4.1~ H24.3.31)			(H24.4.1~ H25.3.31)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

注1) 第1次報告から第5次報告までは暦年。第6次以降は年度 注2) 第1次はH15.7.1~H15.12.31の6か月間  
注3) 第5次はH19.1.1~H20.3.31の15か月間

## ◎ 第1次から第10次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果について

### <特徴>

- 心中を除く死亡事例のうち0歳児の割合は44.0%、中でも0日児の割合は17.2%。  
さらに、3歳児以下の割合は75.3%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.7%と最も多い。
- 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が38.6%である。（※第2次から第10次報告までの集計）



重篤な事例を防ぐためには、

- ◆ 虐待のリスクについて妊娠期から着目すること
- ◆ 育児に関する知識の不足や育児そのものへの不安を解消するための取組を行うこと
- ◆ 関係機関の効果的な連携による支援を行うこと

などが重要であると考えられる。

# 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化について

## 共通ダイヤルについて

- 虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだときなどに、躊躇せずに児童相談所に通告・相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」(0570-064-000)を平成21年10月1日より運用している。
- 今般、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、迅速かつ適切に通告・相談ができるよう、平成26年度補正予算において必要となる開発費等を計上。
- 平成27年7月からの3桁番号の運用開始にあわせて、24時間・365日どのような時間帯であっても、児童相談所への通告・相談について、相談業務を行う職員が対応できる体制の確保に努められたい。

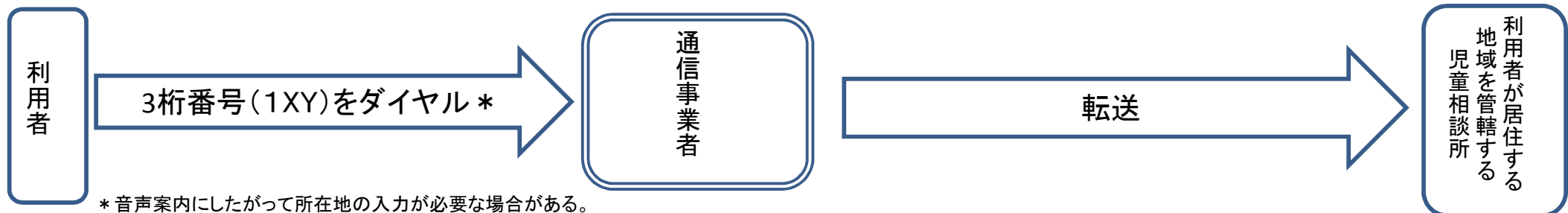
## 3桁化後のイメージ

- 3桁化後の仕組み  
3桁番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

### 【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
  - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
  - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話等から発信した場合ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

※ 一部のIP電話からはつながりません。また、プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。  
※ 一部、現行の共通ダイヤルに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)



# 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について（1）

- 依然として深刻な児童虐待の状況を踏まえ、本年8月29日、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による第1回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議を開催。
- 居住実態が把握できない児童の所在把握と、児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応の観点から、関係省庁で連携して取り組むべき具体的な対応策以下のとおりとりまとめた。

## 1. 児童虐待防止対策について

### I. 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施するため、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用を促進。
- ◇ 子育て世代包括支援センターの本格的展開と併せ、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施し、親の負担を軽減する。
- ◇ 医療機関による特定妊婦に関する情報提供を市区町村へ行うことが、刑法第134条（秘密漏示）や個人情報保護法第23条（第三者提供の制限）等に抵触しないこと及び特定人に関する情報の医療機関から行政への積極的な提供について周知。
- ◇ 特定妊婦のみならず、見守りなど一定の支援が必要な妊婦についても、妊婦本人の同意を得た上で、医療機関が、直接妊婦に関する情報を自治体へ提供し、また、自治体から支援の状況について医療機関へフィードバックする双方向の仕組みを推進。 等

### II. 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

- ◇ 遅延なく初期対応を実施するために、共通アセスメントツールを整備。（児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等を表す共有ランク表を整備）
- ◇ 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点に応じた、子どもの安全確認や安全確保、児相・市町村・警察の連携、協力体制の要点等を整理したマニュアルを作成。
- ◇ 子どもや家庭に関する最新情報を確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業を創設。 等

### III. 要保護児童対策地域協議会の機能強化について

- ◇ 要保護児童対策地域協議会の好事例集の作成。
- ◇ 支援内容が重複する場合等に要保護児童対策地域協議会調整機関が優先して対応すべき支援機関を選定する際の判断がより円滑に行えるよう機能を強化。
- ◇ 支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進。

## 児童虐待防止対策に関する副大臣等会議のとりまとめ等について（2）

### IV. 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

- ◇ 児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルを3桁化。
- ◇ 児童相談所の夜間休日対応のための体制強化。
- ◇ 児童相談所が、より困難なケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては地域子育て支援事業や利用者支援事業の積極的な活用を促進。  
等

### V. 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について

- ◇ 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合には、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を行使しできる限りの措置を講ずるなど、相互に連携して、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底。
- ◇ 短期間で臨検・捜索を実施している実例を踏まえ、臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のためのQ&Aを作成。  
等

#### 【引き続き検討する事項】

- ◆ 支援が必要と思われる妊婦情報を関係者が行政に提供することについての努力義務化
  - ◆ 児童相談所の調査に対する回答の義務化
  - ◆ 臨検・捜索手続きの簡素化 → 緊急時の児童の安全確認、安全確保を迅速化 等
- ※ 以上の事項について、被虐待児の自立支援を中心とした事項と併せて、厚生労働省の「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」において議論する。

## 2. 居住実態が把握できない児童への対応

居住実態が把握できない児童について、市町村間で情報を共有し把握する仕組みを新たに整理した。

# 居住実態が把握できない児童への今後の対応について

## 1. 「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果等について

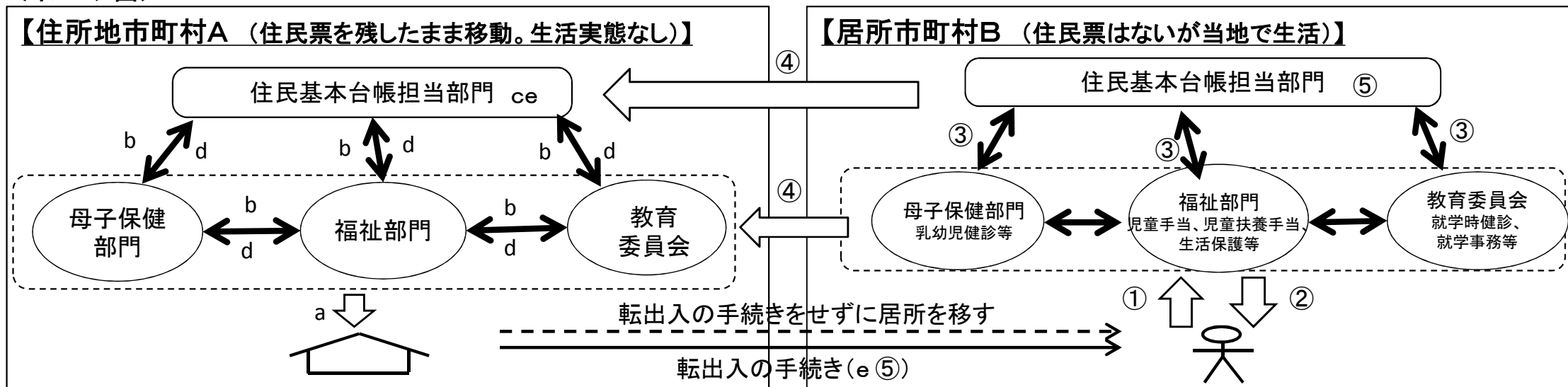
「居住実態が把握できない児童」への対応については、児童や児童の属する家庭が、特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況を把握する必要があるとして、厚生労働省では、関係省庁（総務省、法務省、文部科学省、警察庁）の協力のもと、26年5月1日時点の当該市町村について住民票があるが、居住実態が把握できない児童について、所在把握等のための調査を実施。

26年11月の副大臣等会議において、調査結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、関係省庁が連携して取り組むべき対応策と併せ、下記のとおり、市町村間の連携により情報を共有し把握する新たな取組をとりまとめた。

## 2. 「居住実態が把握できない児童」の市町村間の取組【総務省・文科省・厚労省】

- ◎ 居住実態が把握できない児童であって、市町村内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにもかかわらず所在が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、転出入の手続きをしないまま別の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。
- ◎ この場合、居所市町村において、母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、学校に通っていること等が考えられる。このため、その居住実態を把握した場合には、居所市町村と住所地市町村が情報共有するなどして、居住実態の把握に努める。

<イメージ図>



- a 居住実態が把握できない児童（家庭）の存在を確認
- b 市町村内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施
- c 居所市町村より④の連絡を受け、住民基本台帳と突合
- d 居住実態が把握できた旨を関係部門間で情報共有
- e 本人からの届出等に基づき、住民票を削除

- ① 母子保健や児童福祉サービスの申込、就学手続き等
- ② ①の際に転出入手続きについての状況確認及び助言
- ③ 福祉部門等と住民基本台帳担当部門等の情報共有については、DVIによる避難やその後の支援を実施する観点等から、本人が同意しないことに合理的な理由があると認められる場合は、本人の意向を尊重
- ④ 住所地市町村へ連絡
- ⑤ 本人からの届出等に基づき、住民票を記載



# 12. 社会的養護の充実について

## ○社会的養護の平成27年度予算案

①児童入所施設措置費等	1,076億円
②児童虐待・DV対策等総合支援事業	47億円
③次世代育成支援対策施設整備交付金 など	57億円

(※以下の( )内の丸数字は上記各事業に対応)

### 1. 施設における家庭的養護の推進

#### ○児童養護施設の小規模化等の推進【一部新規】

社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等、家庭的養護の推進を図る。

- 職員配置の改善等、「社会保障の充実」(①)
- 地域小規模児童養護施設等を実施する場合の既存の建物の賃借料や施設整備費に対する助成(①・③)
- 児童養護施設の小規模化等、施設入所児童等の生活環境改善を図るための補助(②)

#### 社会的養護における「社会保障の充実」 142億円(国費)

- 量的拡充
- 質の改善
  - ① 児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)
  - ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の増(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)
  - ③ 民間児童養護施設等の職員給与の改善(平均+3%相当)
  - ④ 児童養護施設及び乳児院における里親支援担当職員(1名)の配置の推進(27年度から15年かけて全施設で実施)

## 2. 里親委託の推進等

### ○里親支援機関事業の拡充【一部新規】(②)

里親登録されているが、児童を委託されていない里親(未委託里親)に対して、委託に向けたトレーニングを実施する事業を新たに実施し、里親委託の推進を図る(10か所)。

### ○里親支援相談員の配置の推進(①)

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置し、里親委託の推進及び里親支援の充実を図る。

## 3. 被虐待児童等への支援の充実

### ○児童家庭支援センター運営等事業の推進【一部新規】(②)

- ・ 地域における保護者等からの虐待等に関する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターのか所数の増を図る(101か所→106か所)。
- ・ 退所児童等アフターケア事業のか所数の増(20か所→27か所)を図るとともに、児童養護施設退所児童等に対するアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実を図る(33か所)。

### ○児童養護施設等入所児童に対する学習支援の充実(①)

養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童(※1)の退所後の社会的自立につなげるため、児童入所施設措置費等において、学習支援の充実を図る。

- ・ 小学生等(※2)に対する学習支援(学習ボランティア等) (1人当たり月額@8千円)
- ・ 高校生等(※2)に対する学習支援(学習塾代等) (1人当たり月額@15千円)
- ・ 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児童(中学生・高校生)に対する学習支援(個別学習指導) (1人当たり月額25千円)

※1 里親委託児童及びファミリーホーム入所児童を含む。

※2 母子生活支援施設は中学生を含む。

## ○就職支度費の支給対象の拡大【新規】(①)

新たに、自立援助ホーム入所者についても、就職に際して児童自立生活援助の実施の解除となった場合に、就職支度費の支弁対象とする。

## ○児童養護施設等の職員の人材確保対策(②)

社会的養護を担う人材の確保のため、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を実施するほか、①児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設において、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、②学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費への補助等を行う。

## (参考)児童養護施設等の耐震化整備の推進(平成26年度補正予算)

### ○児童養護施設等の耐震化等整備の推進 8.8億円

自力避難が困難な児童が多数入所する児童養護施設等における防災対策等の推進のため、耐震化等に要する費用の補助を行う。

# ○里親支援の体制整備について

## (1) 里親委託推進の方策

- ・ 良いマッチングのためには、多数の候補が必要
- ・ 登録された多様な里親の状況が把握され、里親と児童相談所と支援者との間に信頼関係が成立していることが重要
- ・ 里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

- 里親トレーニング事業（新規）（社会福祉法人、NPO等へ委託可）の活用により、委託可能な里親を確保
- 里親委託率を大幅に伸ばした自治体の取り組みをまとめた「里親委託率アップの取組報告書」（H25. 2）の周知 等

## (2) 里親支援の重要性

- ・ 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要。
- ・ そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要

### ○里親支援の取組内容（児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインに規定）

（主な取組内容例）

- ・ 委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定（委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問）
- ・ 委託里親に対する複数の相談窓口の提示
- ・ 里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・ レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

### ○里親支援を実行するための体制整備

- ・ 里親支援の取組の中心となる児童相談所における里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい）
- ・ 里親支援機関における里親委託等推進員の配置
- ・ 児童養護施設及び乳児院に配置する里親支援専門相談員の活用
  - 児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員（※）が、定期的訪問を含めた里親支援を分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
  - ※里親支援専門相談員配置か所数 H24:115か所 → H25:226か所 → H26:325か所
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有（児童福祉法第12条第5項において、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

## ○自立支援の充実について

### ①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

### ②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費について

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
  - 平成24年度から、a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（26年度：56,570円）、b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（26年度：276,190円）
  - 平成27年度予算案で、a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加

### ③措置延長や、自立援助ホームの活用について

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
  - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22:153人→H23:182人→H24:263人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22:73か所→H25:113か所）

### ④アフターケアの推進について

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
  - 平成27年度予算案でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
  - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体で整理し、各施設へ提供